

13 障害者虐待防止について

○対象となる障害者とは・・

身体障害者	主に手や足・目・耳・内臓機能などに障害があり、日常生活や社会生活に援助が必要な人
知的障害者	主に先天的または出生時などに脳が障害を受けて知的な発達が遅れ、日常生活や社会生活に援助が必要な人
精神障害者 (発達障害を含む)	主に統合失調症、うつ病、自閉症など病気や脳機能障害で、日常生活や社会生活に援助が必要な人
その他	社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人

障害者虐待の例として、以下のようなものがあります。また、これらが重なって行われている場合もあります。

①**身体的虐待**：身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。【例：殴る、蹴る、閉じ込める、縛り付ける等】

②**性的虐待**：無理やり(または同意と見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。【例：性的行為の強要、わいせつな映像を見せる等】

③**心理的虐待**：侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。【例：怒鳴る、ののしる、悪口を言う等】

④**放棄・放任**：食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をせず、心身を衰弱させる(ネグレクト)こと。【例：食事を与えない、必要な医療や福祉サービスを受けさせない等】

⑤**経済的虐待**：本人の同意なしに、財産や年金、賃金などを使うこと。また、理由なく金銭を与えないこと。【例：年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う等】

～虐待の問題を抱え込まないでください～

虐待を受けた障害者本人からの届け出や虐待を発見した人からの通報に対して、支援活動の体制が整えられています。また、虐待を通報した人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、情報は守られます。ひとりで抱え込んだり、放置したりせず、地域社会の支援を受けながら虐待に関わる問題を一緒に考えていきましょう。

※生命の危険など、緊急性が高い場合は警察（１１０番）または救急（１１９番）へ連絡してください。

<障害者虐待に関する相談先>

●平日（８時３０分～１７時１５分）	
つくば市障害者虐待防止センター (障害者地域支援室)	電話 ０２９－８８３－１３４７ FAX ０２９－８６８－７５４４
●土・日・祝日（２４時間）・夜間（１７時１５分～翌８時３０分）	
つくば市障害者虐待防止センター（転送）	電話 ０２９－８８３－１３４７
●茨城県障害者権利擁護センター	電話 ０２９－３５３－８６６３
平日（月曜日～金曜日） ９時～１７時	FAX ０２９－３５３－８６６３ 電話番号はFAX 兼用です

14 スポーツ・文化・その他

○ 市主催 スポーツ・文化事業

■ おひさまサンサン生き生きまつり

在宅または施設の障害者（児）、高齢者、児童、ボランティア団体が協力して、スポーツやレクリエーション活動を行う事業です。

■ チャレンジアートフェスティバル

障害のある方が制作した作品の展示と演劇等の舞台発表を通して、社会参加を促進すると共に、市民の障害に対する理解と認識を高める普及啓発事業です。

■ 障害児運動教室

スポーツを通じて、障害児（小学生）の体力増強・交流等の促進及び障害児のスポーツの普及を図る教室を開催しています。

※参加方法等については、障害者地域支援室までお問合せください。

お問合せ先	障害者地域支援室	電話 029-883-1111（代）
-------	----------	--------------------

■ 知的障害者スポーツレクリエーション「みんなでDo！スポーツ」

知的障害者の心身のリフレッシュを図り、ボランティアとの交流を深めることを目的とする事業です。

対象者	市内在住、またはつくば特別支援学校在学中の方、あるいはこれまで本事業に参加した経験のある方、中学生以上で知的障害があり、運動することに健康上支障がない方
内容	参加者及びボランティアとのスポーツやレクリエーション活動 毎月第2日曜日 10時から12時まで／（場所）大穂体育館 ※参加費は無料（別途登録料等あり。詳細はお問合せください。）
お問合せ先	つくば市社会福祉協議会 地域福祉係 電話 029-879-5500

○つくば市福祉団体等連絡協議会

つくば市福祉団体等連絡協議会は、つくば市内の障害者関係福祉団体が集まり、福祉の向上を目指して活動している協議会です。主な活動としては、毎月1回の定例会開催、市の福祉行事への協力、独自事業として、就学前のお子さんや保護者の方を対象とした「就学学習会」の開催、福祉先進地域視察研修等を行っています。

※各種団体の概要等については、障害者地域支援室までお問合せください。

お問合せ先	障害者地域支援室	電話 029-883-1111（代）
-------	----------	--------------------

1 5 障害程度等級表

○ 身体障害者障害程度等級表（その1）

級別		1 級	2 級	3 級	4 級
内部機能障害	心臓機能障害	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		ぼうこうまたは直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸機能障害	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの		小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

○ 身体障害者障害程度等級表（その2）

級別		1 級	2 級	3 級	4 級
聴覚又は平衡機能の障害	視覚障害	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が 0.01 以下のものの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.02 以上 0.03 以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I/4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度（I/2 視標による。以下同じ。）が 28 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.04 以上 0.07 以下のもの（2 級の 2 に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下かつ両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が 0.08 以上 0.1 以下のもの（3 級の 2 に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ 80 度以下のもの 3 両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
	聴覚障害		両耳の聴力レベルがそれぞれ 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50% 以下のもの
	平衡機能障害			平衡機能の極めて著しい障害	
	音声機能言語機能又はそしゃく機能の障害			音声機能・言語機能又はそしゃく機能の喪失	音声機能・言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
肢体不自由	上肢機能障害	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
	下肢機能障害	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 10 cm 以上又は健側の長さの 10 分の 1 以上短いもの
	体幹機能障害	体幹の機能障害により座っていることができないもの	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	
	脳病変による運動機能障害	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	乳幼児期以前の非進行性の移動機能障害	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

5 級	6 級	7 級
1 視力の良い方の眼の視力が 0.2 かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 2 両眼による視野の 2 分の 1 以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が 56 度以下のもの 4 両眼開放視認点数が 70 点を超えかつ 100 点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの 1 両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの	
平衡機能の著しい障害		
1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して 5cm 以上又は健側の長さの 15 分の 1 以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して 3cm 以上又は健側の長さの 20 分の 1 以上短いもの
体幹の機能の著しい障害		
不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

備 考

- 1 同一の等級について 2 つの重複する障害がある場合は、1 級上の級とする。ただし、2 つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は、6 級とする。
- 3 異なる等級について 2 以上の重複する障害がある場合には、障害の程度を勘案して当該等級より上の等級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第 1 指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

○ 療育手帳の障害程度の判定等

障害の程度は、次の基準により最重度、重度、中度及び軽度に区分するものとし、手帳の障害の記載欄には、最重度の場合は「A」、重度の場合は「B」、中度の場合は「C」、軽度の場合は「D」と表示するものとする。

(1) 最重度

- ① 知能水準がⅠと判定された者
- ② 知能水準がⅡと判定され、かつ生活能力の程度がaと判定された者
- ③ 知能水準がⅡと判定された者であって、1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 重 度

- ① 知能水準がⅡと判定された者(前号②に掲げる者を除く。)
- ② 知能水準がⅢと判定され、かつ生活能力の程度がaと判定された者
- ③ 知能水準がⅢと判定された者であって、1級、2級又は3級の身体障害者手帳の交付を受けている者

(3) 中 度

- ① 知能水準がⅢと判定された者(前号②に掲げる者を除く。)
- ② 知能水準がⅣと判定され、かつ生活能力の程度がaと判定された者
- ③ 知能指数がおおむね 51 以上 60 以下と判定された者であって、4級の身体障害者手帳の交付を受けているもの

(4) 軽 度

知能水準がⅣと判定された者(前号②に掲げる者を除く。)

※知能水準は、標準化された個別式知能検査により測定された知能指数により下表のとおり判定するものとする。

知能水準	知能指数
Ⅰ	おおむね 20 以下
Ⅱ	おおむね 21 以上 35 以下
Ⅲ	おおむね 36 以上 50 以下
Ⅳ	おおむね 51 以上 70 以下

※生活能力は、日常生活能力及び保健面、行動面により判断するものとする。

生活能力の程度はa、b、c、dの4段階とし、その判断基準等は別に定める。

○ 精神障害者保健福祉手帳の障害程度の判定等

- (1) 1 級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- (2) 2 級 日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- (3) 3 級 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

つくば市サポートブック



すてっぷのーとあゆむ

★つくば市サポートブック「すてっぷのーと あゆむ」とは…

お子さんに関わる方々（保育所、幼稚園、学校、福祉サービス事業所など）が連携し、お子さんが一貫した支援を受けられるようにするための冊子です。

「すてっぷのーと あゆむ」は保護者が作成、管理しながらご活用ください。作成は保護者のみではなく、お子さんに関わる方々と考え、相談しながら作成してもよいと思います。全ての項目を記入する必要はありませんので、必要だと思われる項目のみ記入してご活用ください。

なお、個人情報を含んだ冊子となりますので、使用の際には情報の管理に十分ご注意ください。

さあ、あなたも、お子さんの健やかな成長を願って「すてっぷのーと あゆむ」を作成・活用してみませんか？

「すてっぷのーと あゆむ」は、つくば市障害福祉課、つくば市福祉支援センターさくら・とよさと・くさぎにご用意しています。

※市ホームページからもダウンロード可（Word版）。「つくば市 あゆむ」で検索！

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushibushogaifukushika/gyomuunnai/2/1/1017692.html>

<すてっぷのーと あゆむ> 表紙（見本）



障害がある人と支援を行う人のための 防災ガイドブック

★障害がある人と支援を行う人のための防災ガイドブック

このガイドブックは、障害のある人と支援者が災害への「自助」の力を高めるために参考にしていただきたい備え、避難計画、障害種別ごとに気を付けることなどを掲載しています。支援の手が必要な人が災害時に取り残されることがないように「自助」の力を高め「共助」「公助」と円滑に連携が図れるよう、本ガイドブックをご活用ください。

※「全体版」と「本人用」があります。「本人用」は障害のある人本人の備えに関する内容を中心に掲載し、主要ページにフリガナをふっています。

医療的ケアを必要とする方と家族のための 災害時対応ノート・災害時ガイドブック



★「医療的ケアを必要とする方と家族のための災害時対応ノート」

このノートは、医療的ケアを必要とする方一人一人の状況に合わせ、災害時の備えとしてご自身で作成するものです。普段必要としている医療的ケアの内容や、災害が起こった際の避難の計画、災害時に連絡する関係者リスト、電源の確保方法等を記入し、いざという時に役立てていただくことを目的としています。作成に際して分からないことがあれば、医療的ケア児等相談窓口にお問い合わせください。

★「災害時ガイドブック」～在宅で医療的ケアを必要とする方用～

医療的ケアを必要とする方は様々な機器を使用しており、長時間の停電や断水は生命の危機に直結しかねません。「災害時ガイドブック」には、いざという時に「自助」の力を発揮するための情報などを掲載しています。災害時対応ノートと合わせてご利用ください。

災害時対応ノート・災害時ガイドブックともに市ホームページからダウンロード可能です。

【お問合せ先】

つくば市福祉部障害福祉課

電話 029-883-1111(代) FAX 029-868-7544

メール wef023@city.tsukuba.lg.jp（すてっぷのーとあゆむについて）

wef025@city.tsukuba.lg.jp（災害時対応ノート等について）



「すてっぷのーと あゆむ」「災害時ガイドブック」「災害時対応ノート」「障害者福祉ガイドブック」に移行できます。

○ マイナンバー（個人番号）を提示する際に必要な書類

◇マイナンバー（個人番号）提示が必要な手続きでは、ご提示いただく「個人番号の確認」と提示される方の「身元確認」が必要となります。

申請書類提出者	申請者の「個人番号の確認」に必要なもの	番号を提示する方の「身元確認」に必要なもの
申請者本人等	申請者の個人番号カード （一枚で「個人番号の確認」と「身元確認」の両方が可能です）	
	申請者の個人番号通知カード 等 	1点でよいもの（顔写真つきの証明書） ・申請者の運転免許証 ・申請者の旅券 ・申請者の障害者手帳（写真付のもの） 等 2点以上必要になるもの ・申請者の健康保険証 ・申請者の障害者手帳（写真付でないもの） ・申請者の受給者となっている各種受給者証 ・申請者の年金手帳 ・申請者の住民票 等
郵 送	※郵送による申請の場合は、上各書類の写しを添付してください。	
代理人	以下のいずれか1点 ・申請者の個人番号カード（写し可） ・申請者の個人番号通知カード（写し可） ※ 代理権を確認するため「 委任状 」等の提示が आवश्यकとなります。	1点でよいもの（顔写真つきの証明書） ・代理人の運転免許証 ・代理人の個人番号カード ・代理人の旅券 ・代理人の障害者手帳（写真付のもの） 等 2点以上必要になるもの ・代理人の健康保険証 ・代理人の障害者手帳（写真付でないもの） ・代理人の受給者となっている各種受給者証 ・代理人の年金手帳 ・代理人の住民票 等

※ 個人番号の提示が必要な手続きには、主に次のようなものがあります。

障害福祉課が担当する手続き	身体障害者手帳に関する申請
	療育手帳に関する申請
	精神障害者保健福祉手帳に関する申請
	自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請
	補装具費の支給申請
	日常生活用具の給付申請
	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当に関する申請
	訪問入浴サービスの申請
	日中一時預かりサービスの申請
	移動支援サービスの申請
	障害福祉サービスの申請
	障害児通所支援（就学前・就学後児童）の申請

※これらの手続き以外でも個人番号の提示が必要となる場合があります。また、手続きによってマイナンバー（個人番号）の提示が必要となる方が異なります。

ご不明な点については、各手続きの担当までお気軽にお問合せください。

最寄りの「相談支援事業所」をご利用ください。

※ 相談支援事業所は、つくば市基幹相談支援センターの身近な相談窓口です。

相談支援専門員が障害者（児）やその家族などの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

事業所名	所在地	連絡先
つくば市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	つくば市台町 1-2-2 福祉支援センターやたべ内	電話 029-896-3352 FAX 029-896-3353
筑峯学園	つくば市平沢 655-4	電話 029-867-5881 FAX 029-867-1968
つくばライフサポートセンター みどりの	つくばしみどりの 1-32-9	電話 029-836-7200 FAX 029-836-7204
サポートプラザつくば (つくば総合福祉センター内)	つくば市水守 1189-5	電話 029-867-7170 FAX 029-867-7175

障害福祉全般に関する相談窓口

(※障害者差別に関する相談も受け付けております)

○ つくば市役所障害者地域支援室（つくば市基幹相談支援センター）

[所在地]

〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1 （つくば市役所2階40番窓口）

[連絡先]

電話 029-883-1111（代表） ファックス 029-868-7544

[つくば市公式ホームページ]

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/>

「障害者福祉ガイドブック」

編集・発行／つくば市福祉部 障害者地域支援室